

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第72号	件 名	令和2年度下水道築造工事(新免幹線・その1)
No	質疑事項	回 答	
1	<p>現場説明書【7】立坑工</p> <p>発進立坑につきまして、「アーバンリング工法の発生土が、残土ピットに集積後にダンプトラックにて建設発生土処分」となっています。基本的に、掘削は水中掘削となり、土質を考慮すると、高含水の粘性土が主体となると思われますが、産廃処分が適当と判断された場合は設計変更となりますか。</p>	<p>基本的には開削工事等により掘り出された土砂は、泥状を呈していても汚泥ではなく土砂と判断します。</p> <p>ただし、土砂の性状から、残土受入地の受入可否や再生利用などに際し、土砂処分が困難と判断される場合は変更協議対象となります。</p>	
2	<p>現場説明書【7】立坑工</p> <p>発進立坑につきまして、「アーバンリング工法の発生土が、残土ピットに集積後にダンプトラックにて建設発生土処分」となっています。基本的に、掘削は水中掘削となり、土質を考慮すると、高含水の粘性土が主体となると思われますが、改良が必要となった場合、あるいは、ベッセルダンプでの搬出が必要となった場合は、設計変更となりますか。</p>	<p>変更協議対象となります。</p>	
3	<p>設計書 シールド工 機械器具損料</p> <p>濁水処理設備は含まれますか。坑内排水状況により濁水の処理が必要となった場合は設計変更となりますか。あるいは、付近の下水、雨水設備への放流でしょうか。</p>	<p>設計に濁水処理設備は含んでおりません。</p> <p>放流先は付近の下水を想定しておりますが、濁水の処理が必要となった場合は変更協議対象となります。</p>	
4	<p>設計書 付帯工 既設管切り回し工 図-55</p> <p>昼間作業となっておりますが、一時的に通行止めあるいは夜間作業も必要かと考えます。変更は可能でしょうか。また、その場合は設計変更となりますか。</p>	<p>通行止めは、道路状況的に困難と思われます。</p> <p>夜間作業につきましては、近隣調整を行ったうえであれば可能です。また、道路使用許可に夜間作業のみとの条件が付されれば変更協議対象となります。</p>	

5	<p>設計書 立坑工 鋼製ケーシング式土留工及び土工</p> <p>施工に数日間必要ですが、全面の交通開放が必要でしょうか、または、片側交互通行にて終日道路使用が可能でしょうか、道路占用の条件を御教示下さい。</p>	<p>道路使用協議及び許可申請は受注者にて行っていただくため確定ではありませんが、作業時間以外は全面交通開放の条件が付くと思われます。</p>
6	<p>設計書 管きょ工(開削)(管径1,350mm)、ライナープレート式土留工及び土工 図-57</p> <p>昼間作業となっておりますが、一時的に通行止めあるいは夜間作業も必要かと考えます。また、機械の日々回送は無し、全面の交通解放は無し、と考えてよろしいでしょうか。終日道路使用が可能、と考えてよろしいでしょうか。その場合は設計変更となりますか。</p>	<p>道路規制は、工種により通行止めまたは片側交互通行、作業時間以外は全面交通開放と考えているため、機械の日々回送は必要です。回送費用は共通仮設費率に含まれるため、変更協議対象とはなりません。夜間作業については、道路使用許可に夜間作業のみとの条件が付されれば変更協議対象となります。</p>
7	<p>設計書 立坑工 鋼製ケーシング式土留工及び土工 残土処分</p> <p>残土処分については建設残土となっておりますが、水中掘削を行う為、高含水の粘性土が主体となると思われます。改良が必要となった場合、あるいは、ベッセルダンプでの搬出が必要となった場合、産業廃棄物扱いとなった場合、設計変更となりますか。</p>	<p>改良が必要となった場合、あるいは、ベッセルダンプでの搬出が必要となった場合については、No.2回答のとおりです。産業廃棄物扱いについては、No.1回答のとおりです。</p>
8	<p>設計書 シールド工 仮設備工(シールド) 発進坑口</p> <p>坑口コンクリートにつきまして、取り壊し、処分が計上されておりますが、残置するという事で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

9	<p>設計書 シールド工 仮設備工(シールド) 発進坑口</p> <p>No.3到達・発進立坑の上部に架空線があり工事の支障となりますが、撤去して頂けると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>施工方法を検討して頂き、必要不可欠である場合は、架空線の管理者と協議し、移設または撤去を行います。</p>
10	<p>設計書 付帯工 No.1発進基地整備工 ネットフェンス撤去他</p> <p>コンクリート関係は取り壊し、処分の明記がありますが、フェンス等の撤去品の取り扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。 仮置き、転用でしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp